

## 第 62 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 29 年 10 月 12 日（木） 14：30～17：50

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員

〔政府〕大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 13-②：小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し（代表者の要件の緩和）（厚生労働省）>

（高橋部会長）急な代表者の交代時については、介護給付費分科会で議論いただけるとのことだが、年内の閣議決定に間に合うように結論を得ていただけないか。

（厚生労働省）年内の閣議決定の期日はいつ頃か。結論を得る時期については、はっきりいつになるということはまだ決まっていないが、12 月下旬よりは早い時期になると考える。

（大村次長）閣議決定の時期は 12 月中旬頃と思われる。

（厚生労働省）12 月中旬とのことだが、中旬の前の方が、それとも後ろの方が。

（大村次長）はっきり日程が決まっていないのでいつということが言えないが、よく日程を調整させていただき、年内の閣議決定に間に合うように結論を得ていただきたい。

（高橋部会長）提案の実現に向けて、方向性は示していただいたので、年内の閣議決定に間に合うように最大限努力していただきたい。

また、代表者の急な変更の場合については、支障の解消に向けて調整いただけるとのことだが、新規に小規模多機能型居宅介護の事業所を立ち上げる場合についても同じような支障が生じることがあり得るので、合わせて検討することはできないか。

（厚生労働省）新規に立ち上げる場合については、事前の準備期間がある。代表者の急な変更の場合のように、事業者の運営が停止されることで、事業所の利用者に不都合が生じるということはないと思うので、代表者としての資質を確保する観点から、新規の立ち上げの場合については原則どおり研修を修了していただく必要があると考えている。

（大橋構成員）研修を開催している時期がある程度集中している。そのため、次回の研修を受けるという確約や、見込み文書をきちんと取る等、一定の条件をつけることで基準を緩和することはできないのか。開催の時期によっては、立ち上げと研修の開催の時期がマッチしないことがあるようなので、準備期間になかなか対応できないことがあると考える。

（厚生労働省）事業者の代表者が急に交代してしまい、どうしても研修を受ける余裕がない場合は、やはり不都合が生じるので、何らかの救済措置が必要だと考えるが、新規に立ち上げる場合については、当然、いつ立ち上げるということが初めから計画されているので、代表者の研修だけは事後でも良いというのは難しい。他の介護保険サービスにおける研修との横並びもあり、当該基準を緩和すると、他サービスを提供する事業所を立ち上げる場合についてもすべからず緩和することになってしまうので、新規の立ち上げの場合については基準を緩和することについては消極的に考えざるを得ないとする。

（高橋部会長）新規の立ち上げの場合については、もう少し事務局と調整していただきたい。

<通番 13-①：小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し（従業者の員数の緩和）（厚生労働

省) >

(高橋部会長) 小規模多機能型居宅介護については、政策的に主に要介護度が中重度の方に利用してもらいたいという方針があるとのことだが、要介護度によって利用者を制限するなど、利用者に対する明示的な基準を定めているのか。

(厚生労働省) 要介護度が高いほど報酬を高くすることで、中重度者に小規模多機能型居宅介護を利用してもらう方向に政策的に誘導している。また、重度者を在宅で支えようとしても、訪問介護だけではなかなか支えることができない方がたくさんいることから、地域で重度者の生活を支えていくという趣旨で、小規模多機能型居宅介護は設置されたものである。

(高橋部会長) 小規模多機能型居宅介護については、法令上、中重度者しか利用できないといった基準は定められていないということか。

(厚生労働省) 法令上、そのような基準は定めていない。

(高橋部会長) そうすると、厚生労働省として、主に中重度者に利用してほしいと考えていたとしても、現行の制度では利用者を中重度者に限定することはできないのではないか。

(厚生労働省) そのとおりである。そのため、小規模多機能型居宅介護については、現行の報酬体系や人員基準に基づいたもので運営していただきたい。

(高橋部会長) 人員基準については、主に中重度者が利用することを想定して設定しているのか。

(厚生労働省) 小規模多機能型居宅介護は、小規模な事業所の中で、泊まりと訪問、通所を組み合わせたサービスを提供するものであり、中重度者や認知症患者を念頭に置いた制度であるため、この制度を立ち上げた際には、軽度者ばかりを登録者に組み入れて事業所を運営することを想定していない。通常、軽度者ばかりにサービスを提供するのであれば、恐らく、通所介護を利用できる方がほとんどになるのではないか。

小規模多機能型居宅介護については、1事業所当たり平均利用者数が17.2人となっている。また、要介護度3以上の方が4割、認知症のⅡa以上の方が8割を占めており、重度者や認知症患者が多く利用している状況である。狛江市のように、利用者が数名しかおらず、しかも軽度の方が多いという運用実態については、かなり特異な例として受けとめている。

(高橋部会長) 実態把握について全国調査を行ったのか。

(厚生労働省) 全国調査は行っていないが、老健局において、市町村への訪問や、市町村と議論する機会があるので、様々な事例を把握しているが、その中では狛江市のようなケースは把握していないという趣旨である。

(高橋部会長) 小規模多機能型居宅介護の利用者の平均要介護度は2.5程度ではないのか。

(厚生労働省) 要介護度3以上の方が4割いる中で、利用者の要介護度を平均すれば2.5程度となる。

(高橋部会長) 小規模多機能型居宅介護の制度創設時は利用者の平均要介護度については、3.5程度を想定していたのではないのか。

(厚生労働省) 中重度者や認知症患者を施設で受け入れることが難しいという実態もあるので、小規模多機能型居宅介護の事業所においては、中重度者の報酬を高く設定し、できるだけそのような方々を受け入れていただく方向に政策的に誘導している。

(高橋部会長) 制度創設時は、平均要介護度については3.5程度を想定して人員基準を定めたのではないのか。

(厚生労働省) そういったことを踏まえ、必要な介護職員の配置を利用者3人に対して1人と定めている。

(高橋部会長) 前回のヒアリングでも依頼したが、現状について、きちんと把握していただきたい。現状、利用者の平均要介護度が2.5程度であれば、それにふさわしい人員基準を変更することはあり得るのではないか。

(厚生労働省) 社会保障審議会の介護給付費分科会において、小規模多機能型居宅介護の人員基準や報酬等について議論いただいている。介護に関わる団体からヒアリング等を通じて、今回の提案のような意見はいただいている。

(高橋部会長) 一部の関係者にヒアリングしたが、そういう例はなかったという話だけでは、提案団体としては納得できない。提案を実現することはできないのであれば、もう少し客観的な資料を用意いただかないと提案団体も納得できないのではないか。

(厚生労働省) まず、小規模多機能型居宅介護は1事業所当たりの平均利用者数は17.2人である。利用者の平均要介護度は2.5程度かもしれないが、要介護度3以上の方が4割を占め、日常生活自立度Ⅱa以上の方が8割を占めている。そういったものが前提になって、報酬や、人員基準を定めている。

(大橋構成員) 狛江市だけでなく、追加共同提案団体として仙台市や北九州市も提案の実現を求めているので特

異なることではないと考える。平均要介護度が2.5程度という状況は、制度創設時の想定とは違う利用状況があると考える。

当初の制度設計とは違う展開になっているかもしれないが、軽度者の需要があり、その結果として介護人材が不足しているから、もう少し整備を促進してほしいという改善を求める提案が出ているので、検討していただきたい。基準について、制度の運営実態を見ながら、少し緩和してみるという考えはないのか。

軽度者については、小規模多機能型居宅介護のサービスを受けられないということであれば、軽度者についても福祉の施策で対応しなければいけないものなので、具体的に、軽度者はどのようなサービスを受けたら良いか等を示していただかないと、提案団体に対しての回答にはならないと考える。

一番は人員基準を緩和していただくことがベストだが、もし、それが難しいということであれば、具体的に他の方法で支障の解消に向けた道筋をつけていただく必要があるのではないかと。

(厚生労働省) 狛江市からは、「小規模多機能型居宅介護は特に軽度者を中心に提供するようにはしておらず、ケアマネジャーが各利用者をアセスメントした結果、軽度者が多く利用されている実態があると認識している。実態として、重度者の利用が進んでおらず、結果として軽度者を受け入れているという現状を踏まえ、有効な対策について厚生労働省とも協議していきたい。」と聞いている。また、提案団体からの見解において、「通所、訪問の利用の多い利用者が、上限額を超過する可能性があるため、ケアマネジャーが小規模多機能型居宅介護を紹介しているケースが多い」と記載いただいている。

ケアマネジャーが、なぜ軽度者に小規模多機能型居宅介護のケアマネプランをつくられたのかについて詳細はわからないが、通常であれば、要介護度1～2程度の方は通所サービスを利用される場合が多い。狛江市の現状がもっとわかれば、狛江市に対して支障の解消に向けた提案ができるが、現在、厚生労働省として把握している情報だけではなかなか難しい。

(高橋部会長) 大橋構成員が言われたことに対しても対応いただきたいが、まずは実態をきちんと把握していただきたい。追加共同提案団体も含めれば、複数の団体から提案があったものなので、実現できないということであれば、データに基づいて、実現できない旨を示していただきたい。

制度上、軽度者を排除できない仕組みになっているのであれば、市場原理により、想定外の利用方法による利用もあり得ると考える。

(厚生労働省) もともと重度者に対してサービスを提供するものであるにも関わらず、軽度者にしかサービスを提供していない結果、事業所として成り立たないので基準を緩めてくれということは、基準を緩和することで、もう少し報酬を増やしてほしいという要望である。

(高橋部会長) 報酬は人ごとに支払われるのではないのか。

(厚生労働省) 基準を緩和するという事は、同じ職員数で軽度者を多く受け入れることを可能にしてくれということであり、実質的に収入を増加させたいということになる。

(高橋部会長) ただ、それには様々な事情があるので、まずは全国的な実態と狛江市の個別の実態を把握いただきたい。実態を把握していただいた上で、実態に合わせて、基準を多少緩和するができないか検討いただきたい。また、ケアマネジャーも努力しているが、地域の事情の中で、ほかの事業所や施設との関係で現在の状況になったという場合もある。

(厚生労働省) もう一度、狛江市の話も聞いて、実態を把握したい。仙台市と北九州市についても直接お話をさせていただけるということを前提に、折衝をさせていただきたい。

(高橋部会長) 直接というのは、分権室も同席のもとという理解でよいか。

(林参事官) 自治体に対しては、事務局を通じて接触していただきたい。

(厚生労働省) 例えば、自治体にヒアリングを行い、その場に分権室も同席いただくということでもよいか。

(大村次長) 可能である。

(厚生労働省) わかった。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、特殊な事情で支障が生じる可能性もあると考えるので、緩和について可能性がないか検討いただきたい。

事業所としてはケアマネジャーから紹介されたら断れないという理解でよいか。

(厚生労働省) 一般論になるかもしれないが、市町村では地域における高齢化等の状況を踏まえ、必要なサービスの整備を図ることが役割となっている。そうした役割を果たしていただくに当たり、市町村においては地域のケアマネジャーや介護事業者など関係者との間で、市町村としての方針や、小規模多機能型居宅介護等の各

種サービスの趣旨について認識の共有を図っていただくことが重要であると考えている。

その上で、ケアマネジャーが適切なアセスメントを行うことで、限りある地域資源の中で高齢者がそれぞれの状態に応じた適切なサービスを利用することが可能となるよう、市町村が積極的な役割を果たすことが重要であると考えている。

市町村には例えば地域包括支援センターが包括的・継続的なケアマネジメント支援業務を通じてケアマネジャーの支援に取り組むことが求められているので、支援していただきたい。今回の件については、やや特異な例と考えており、何らかの対応が必要ということは、なかなかないと思う。狛江市、北九州市などに実情を聞いた上で、よっぽどおかしいということになれば、考慮することがあるかもしれないが、もともと小規模多機能型居宅介護の利用者は主に中重度者であるという趣旨で介護給付費分科会でも議論いただいている。

(大橋構成員) 提案団体や追加共同提案団体だけではなく、広くいろいろな自治体で、小規模多機能型居宅介護に軽度者からの需要があり、実際に利用されているという実情があるので、調査の対象を広げて調べていただく必要があると考える。

(厚生労働省) やや軽度な方にもサービスを提供しているので、経営が成り立たないため、報酬を上げてほしい、もしくは基準を緩和してほしいという要望であるが、この要望は、サービスの質の低下につながるものである。

(高橋部会長) 利用者の実態に合わせた基準にしたいというものである。

(厚生労働省) 基準を緩和するということは、少ない職員数でサービスを提供してほしいということなので、質の低下を認めてほしいという要求である。繰り返しになるが、介護給付費分科会の中でも、小規模多機能型居宅介護は中重度者や認知症患者にサービスを提供していくものという考えで進んでいる。軽度者については、総合事業など、より基準を緩和したサービスがあるので、それらを利用していただけるのではないかとこのことを前回申し上げた。

(勢一構成員) 提案団体以外の自治体の状況についても調べていただきたい。平均値は平均値としての意味があると思うが、自治体の規模も違えば人口構成も違う、高齢化の状況も違うので、地域によって実情が大きく違う。その中で、平均値に基づいた説明は、各自治体からすると、説明になっていない。「自分たちの状況は平均的なものと違うにも関わらず、どうして平均値の基準で全て対応しなければならないのか。地域の状況に応じて柔軟に対応したい」というのが、今回の提案の趣旨であると解釈している。

(厚生労働省) 介護サービスの中に小規模多機能型居宅介護しかなければ、そのような議論があるかもしれないが、さまざまなサービスがある中で、軽度者を念頭に置いたサービスもある。そういった中で、小規模多機能型居宅介護を多くの軽度者が利用するというのは、この制度を創設した際には、なかなか想定しがたい現象であったことは間違いない。提案団体以外にも当然、小規模多機能型居宅介護を提供している自治体あるいは事業者もあり、事業者の団体にも、この提案についてどう考えるか、また実態がどうかということ聞いてみようと思う。

(高橋部会長) 繰り返すが、制度創設時に想定された平均要介護度が3.5程度だったものが、現状2.5程度ということから、多くの軽度者が利用されているという自治体が結構な数あるのではないかと気がするので、実態をきちんと調べていただきたい。どの自治体も小規模多機能型居宅介護を悪用しようとは考えておらず、何らかの事情があって、現状の使われ方になっていると思うので、そこは客観的にフェアな目で実態を見ていただきたい。

(厚生労働省) 実は財政審の諮問会議等で、軽度者に過度のサービスが行き過ぎているのではないかと指摘を受けている。

(大村次長) 狛江市の実情については、ヒアリングの場をつくらなければいけないと思うが、全国平均や都内平均と比較して、そもそも軽度者の割合が非常に高いという実情があることは狛江市側も言っているので、同様の状況が北九州市や仙台市にもあるかわからないが、必ずしも収益的に儲けようとかということではなく、やむを得ない地域の事情で現在の状態になっているということがあるのではないかと考えている。そのため、ヒアリングの際には自治体の話をよく聞いていただき、地域差をどう考えるかということだと考えている。全ての基準を見直していただきたいということを言っているわけではなく、地域事情に対応して、もともとの本旨はよくわかるが、なにか工夫することができないかと考えているので、柔軟に調整させていただきたい。

(厚生労働省) わかった。

(高橋部会長) 事務局を通じて柔軟に、かつ密接に調整いただきたい。

<通番 15：介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲（厚生労働省）>

（厚生労働省）15番の「介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲」について説明する。

中核市全体の意向を、分権室を通じて聞いた結果、全体48市中で、移譲すべきという市が16市、移譲すべきでないという市が18市、どちらとも言えないという市が11市、未回答の市が3市という状況であった。厚生労働省老健局としては、このように、まだ体制が整っていないところや、自分のところでは難しいと考えている中核市が一定数あるという状況の中で、今回の提案をもって法律で全ての中核市へ移譲するという決断はなかなか難しいと思っている。現段階では、法律で全般的に移すということではなく、条例による事務処理特例制度によって中核市に権限移譲していくことが現実的な解ではないかと考えている。

（高橋部会長）まず、基本的に、移譲についていろいろと不安なところもあるので反対している市もあるのではないかという気もするので、そういう意味では過半数が賛成となれば移譲は検討していただけるということか。

（厚生労働省）介護保険制度は市町村が実施主体である。介護保険制度を改革する際は、特に執行にかかわる点について市長会と町村会において全市町村と調整して制度改正をするので、例えば中核市においても、過半数で移譲を決定するというよりは、中核市にも様々な連携があるので、賛成派が過半数になった瞬間に、国が、老健局がやるというよりは、中核市内で議論した上で総意をとっていただくことがいいのではないか。今まで介護保険制度を改正するときも、そういうやり方をしているので、過半数をもってすぐにやるのではなく、市長会を通じて中核市全体としてどうなのかを意見調整していただいて、移譲を受け入れるということであれば、我々としても否定するものではない。部会長がおっしゃったような、今、決をとって過半数でというよりは、そういったやり方がいいと思っている。

（高橋部会長）あとは要するに、中核市が客観的にみて、適切な業務ができるという体制を整備するため、職員研修等の支援をすることは考えられないか。

（厚生労働省）特に中核市だけで研修等をしているわけではなく、監督業務一般について、様々なレベルで研修や支援をしているので、これに限らず一般的に当然やっているという認識でいる。

いずれにしても、こういったことは乱暴にやるのではなく、中核市全体の総意としてまとまって、それでも不安なところがあれば、さらに研修を強化するということはあるが、研修をするからそれに従えというよりは、プロセス論としてはそちらの方がいいと思っている。

（高橋部会長）中核市の意向が基本的に移譲の方向に行けば、厚労省としてはそれについて、国の見地から何か問題を感じるということではないということでしょうか。

（厚生労働省）前回は申し上げたが、そのとおりである。

（高橋部会長）承知した。それから、これは登録事務に関連して、定期的検査と立入検査の権限も付随して生じるのか。

（厚生労働省）そのとおり。

（高橋部会長）現状では、中核市は、そういった立入検査、定期的検査ができないという理解でよいか。

（厚生労働省）その中核市の中で行っているサービスについては、立入検査も定期検査もできる。

（高橋部会長）それは一般的な介護サービス事業所に対する監督権限の中でできるということか。

（厚生労働省）できる。

（高橋部会長）その法令上の根拠を明確にしてほしい。

（厚生労働省）承知した。監督等、正確な今の制度自体は事務局にお渡しする。

（大橋構成員）今お話があったように、まだ反対のところもある一方、賛成も16市あり、ある程度拮抗した数字になっている。これは多分、移譲に賛成している市は、指定監督権限と業務監督に伴う業者情報のようなものが一体的に手元にあると、より有効に執行ができるというメリットを想定していると思うが、そういうメリットについては、厚労省としては認めているのか。

（厚生労働省）恐らく提案されている中核市はそのように思われているのだろうが、一方で、今の段階でついていけないというところも、それなりの数がある。従来、介護保険制度の、特に業務運営について、ついてこないところを、ついてこいといって引っ張ってくるような形で提案されることが多いが、このよう

に明確な形で意見が分かると、国としても、現段階でどちらが適当か判断し難い。しかも、数的にはまだ移譲すべきではないという市の方が多いので、そこで強引に移譲するということは、なかなかできないと思っている。

(大橋構成員) 自然発生的に中核市が、総意でもって国に制度改善をお願いして、それを受けるとというのが一番理想的な形かもしれないが、その途中形態として、2つの権限が一体的に手元があれば執行上のメリットがあるということで、そういうことを指向しようという中核市がある程度ある状況で、少しその背中を押してあげるような環境整備をやりつつ、だんだんその流れをつくっていくというような発想はないのか。

(厚生労働省) 地方分権事務局から、各中核市に意見聴取してこういう結果になったということだが、先ほど私が申し上げたように、市長会を通じて、もう一度中核市として全体的にどういう意見かを聞けば、中核市同士で話し合いがされると思うので、その結果を待ってやるということではいかがかと思う。

(高橋部会長) もう一回、支援についてだが、仮に移譲するとしたら、国としてはそれについて十分に支援の研修などをしていただく用意はあるか。

(厚生労働省) 移譲してもいいけれども支援がさらに欲しいということであれば、恐らく中核市全体への対応になると思うが、仮にそうなった場合は支援をやっていききたいと思う。

(高橋部会長) 承知した。移譲について必要な支援が得られないというような批判をいろいろと頂戴することもあるので、そういう意味では、仮に移譲するということになれば、国としてはそのための支援措置は必要な限りでとっていただけないということか。

(厚生労働省) 必要な研修等は当然させていただく。

(高橋部会長) そこはしっかり、していただきたい。

#### <通番 16：介護支援専門員の登録に関する見直し（厚生労働省）>

(厚生労働省) 16-①と②のケアマネの登録削除における都道府県知事の裁量権の付与と欠格期間の緩和については、都道府県に対して実態調査をした。その結果、介護支援専門員証の交付を受けていない方が介護支援専門員として業務を行ったことにより、法律の規定に基づいて登録削除された件数は、27年度と28年度において19府県で合計58件みられた。その内訳を見ると、研修修了後、介護支援専門員証の有効期間の更新申請を行わず、その状態のまま介護支援専門員証が失効した状態で業務を行ったために登録削除となったものが32件。そもそも研修を受講しておらず、介護支援専門員証が失効していた状態で業務を行ったものが25件。また、介護支援専門員の新規登録を行った際に、まだ交付を受けないまま業務を行ったものが1件ということだった。

法律の規定に基づいて登録削除を行った19府県を含めて、各都道府県において専門員証の有効期間の更新手続の失念防止に向けて、更新手続の案内の送付や研修修了時にその場で更新手続を実施、また居宅介護支援事業者向けの周知等、何らかの取組を行っていたということも伺っている。

このように、都道府県においては更新手続の失念の防止に向けて何らかの取組を行っているが、その中でも研修修了者が更新申請を行わないまま業務を行ったために登録削除されたという実態が確かにある。都道府県から言うと、かわいそうなところもあるというようなことを伺っている。また、自治体からは現行制度に対して、現行支援専門員の瑕疵の程度に対して処分の程度が著しく重いといった意見や、登録削除に関する法規定を認識していなかったことはケアマネジャーとして明らかに自覚不足ではあるが、一律に削除とするのは事業者及び利用者への負担が大きいといった意見をいただいているところ。

このため、厚生労働省老健局としては、介護支援専門員の登録削除に都道府県の裁量を付与することについて、自治体やケアマネジャー等の関係者の意見を聞きながら、他の失格制度とのバランスを見ながら検討を進めて、年末の閣議決定までには結論を得てまいりたい。

次に、16-②の欠格期間の緩和についてだが、これに関しては、まずケアマネジャーは介護保険制度上、極めて重要なケアマネジメント業務において中心的な役割を果たしている。また、ケアマネの方は要介護者に身近に接するとともにサービスの調整や給付管理、他のサービス事業所の請求事務にも関わっていることから、不正請求等の不正行為を起こさないように、高い倫理観及び法令遵守が特に求められていることなどの理由から、その欠格期間を社会福祉士や介護福祉士等の欠格期間よりも長く5年に設定しているというのが制度の趣旨である。

したがって、このような仕組みがケアマネジャーや介護保険制度全体に対する信頼感の維持やケアマネジャーによる不正行為を抑止する効果に寄与しているため、厚生労働省老健局としても現行制度のとおり5年とすることが適当と考えている。ただ、ケアマネジャーの登録の在り方については、繰り返しになるが、今後、自治体やケアマネ等の関係者の意見も聞きながら検討を進めていくこととしており、欠格期間について様々な意見が相当強く出てくるのかどうか分からないが、そういった意見が出るようであれば、それも含めてまた検討を進めていきたいと思っている。いずれにしても、この2つについては、年末までに何らかの結論を得ていきたい。

(高橋部会長) かなり前向きな御回答をいただき、ありがたい。その上で、欠格期間については、他に何の資格が2年だったか。

(厚生労働省) もちろん理由があっただが、制度のたてつけとして、社会福祉士と介護福祉士が2年。

(高橋部会長) 一方、こちらの介護支援員は一律5年か。最低2年最長5年というような制度設計はあり得ないのか。

(厚生労働省) 裁量を付するといったときに、どのような裁量を与えるか、また、裁量の中の要件をどうするかによっても、議論は色々出てくるので、包含されるような形になるかもしれないし、そこは今後の議論と考えている。

(高橋部会長) 検討の方法はどのように考えているのか。スケジュールは明確にいただいて、ありがたいが、どういう形で意見を聞くことを想定しているのか。

(厚生労働省) 当然、制度設計の話であり、しかも法律に関わるものなので、通常であれば介護保険部会に介護関係者等、中立的な第三者がいるので、事前なのか事後なのかはともかく、その部会にかける。その前には当然、様々な団体との調整や、国会議員の先生方との協議をしていく。年末まで2カ月ちょっとしかないので、通常は介護保険部会にかけて、その場で議論してもらった上で、党の部会にかけるところ、そういう手続はなかなかとれないかもしれないが、表上の手続か内々の手続も含めて、2カ月のうちには何らかの結論を得たいと思っている。団体の了承や先生方の了承などもあるので、そこはまた持ち帰って、必要な手続を踏む必要がある。

(高橋部会長) その際には、提案団体も同席すればいい。これは現場の意見が重要だと思うので、自治体の意見を十分に踏まえていただくようお願いする。

(厚生労働省) そういう意味では、今回、アンケートで十分に、登録消除された19府県を含めて地方自治体から御意見を賜っているもので、それも踏まえてと。

(高橋部会長) それは現状についてのアンケートだと思うが、かくあるべしというところまで入っているのか。

(厚生労働省) 介護保険制度を担っている中には自治体もいるので、当然、物事を決める際には自治体にも、案を確認した上でやる。

(高橋部会長) 十分に意見を聞いていただけるということで、承知した。

(大橋構成員) 先ほどの欠格期間についてだが、省としての考えがあって、自治体など、関係者の話も聞きながら、さらに相談していきたいということだが、やはり実態調査をやっていただく場合に、担っている方の意見を聞くことに加えて、制度間比較というか、そういうこともお願いしたい。

国家資格で類似の資格として社会福祉士が2年、介護福祉士が2年、精神保健福祉士が2年という数字がある一方、他方で介護保険法の69条の39第2項においては、個別事情によって介護支援専門員の登録消除を行うか判断する余地がある。そうすると、福祉分野に限らず、色々な国家資格があるときの欠格要件の年数ということと、それが一律なのか。特に長期の場合の一律というのは、これは人の職業というようなことにも関わる問題なので、その権利ということからして、それが本当に、行ったこととの間で比例性がとれることなのかということがきちんと言えないといけないわけで、その配慮がきちんできていくという仕組みにすることが大事である。

特に長期に設定するのであれば、裁量的にある程度事情に合わせた期間設定ができるというようなことも、制度設計の上では配慮することが大事なことになるので、そういう制度間比較も考えながら設計を行っていただきたい。特に今回、提案団体の宮城県、山形県、広島県を中心として、この5年一律ということについては、やはり重過ぎるというか、現場で登録消除された方が復職するハードルとしては高過ぎるという意見が出てきている提案なので、机上の空論で、ただ単に2と5を比べてどうだという話でもないので、そ

こも踏まえて、意見を聞くと同時に制度間比較も一緒にして、その場合の被侵害利益に対する配慮ということをよくお願いしたい。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、当然、関係者の意見も聞き、また、他の資格制度とのバランスも見ながら、結論に当たっては制度官庁として、きちんと説明できる制度にしたい。

<通番27：駐車場出入口設置に係る規制緩和（警察庁、国土交通省）>

(高橋部会長) 結論の時期としてはいつ頃を考えているのか。

(国土交通省) 昨年提案のあつた magari かど及び今年提案のあつた電停付近における路外駐車場出入口の設置については、昨年の閣議決定を踏まえ、今年中に結論を得るということで考えている。

(高橋部会長) それは平成30年の3月までということか。

(国土交通省) 昨年の閣議決定で29年中ということになっているので、12月末までに結論を得るということで考えている。

(高橋部会長) そう言っていただき、感謝する。では、その方向で、今年の閣議決定に間に合うようにお願いしたい。閣議決定に間に合う位の感じでよいか。

(国土交通省) 事例が3件しかないので、当該自治体から丁寧に実情を伺って、できるだけ早く関係者と検討を進めてまいりたい。

(大橋構成員) 本日御回答をいただき、柔軟に対応いただけるということだが、恐らく今回の問題は、駐車場法施行令第7条第2項に規定されている特例が、実態として全てカバーできるようなものになっておらず、柔軟性を欠いているということだと思う。そこについては、駐車場法施行令第7条第2項の各号を拡張するような方向での改正が必要と思っているが、そのようなことをお考えだということではよいか。

(国土交通省) 然り。ただいま御指摘いただいたように、現行、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるもの、という形で例外事項を挙げているので、この部分を拡充するような形で考えており、もし制度改正するという場合には、この中に項目を追加していく形ではないかと想定している。

(大橋構成員) 承知した。

(高橋部会長) 説明資料の4ページで「 magari かどや電停付近等」と示してあるが、その「等」の中には何か他に御考えがあるのか、お聞かせ願いたい。

(国土交通省) 今年の提案において、電停と併せて安全地帯についても挙げられているので、 magari かど、電停付近及び安全地帯について先ほど述べたような形で弾力化に向けて検討を進めていきたいと考えている。

(高橋部会長) 特例を認める場合の安全確保策というのは、どのようなことを考えているのか。

(国土交通省) 恐らく実際にはケース・バイ・ケースになってくるとは思うが、資料には代表的な安全確保策ということで、交差点において大臣認定の特例を使って駐車場の出入口を設置した場合の安全確保策を挙げている。まず、左折IN、左折OUTというような交通自体の流れをコントロールする方法。それから出庫時の一旦停止、警報器の設置という措置で、駐車場から車両が出るところをうまくコントロールする方法。それとは逆に、路上に車両が滞留するのを防ぐために、入場ゲートまでの距離を確保する方法。あるいはトータルで安全性を確保していくという意味で、警備員の配置がある。こういったものを組み合わせながら、その現場に応じた必要な安全確保策を講じることになるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋構成員) 今挙げられたような安全措置を全国一律改定しても、恐らく現場によっては即応しないこともありえるので、現場の状況を見ながら、その現場で安全という機能を果たすためには何が必要かというようなことを相談しながら、場合によっては条件の附款に織り込むなど、色々なことを決めながら、項目立てを考えるような形になるかという気がする。柔軟な対応を行うという場合には特にそのようなところに配慮した制度設計にさせていただく必要があるかと思うが、その部分についてはよろしいか。

(国土交通省) 当方の第1次回答を踏まえた提案団体の見解の中では、3つメルクマールを置いて、この項目に合致するか否かで判断していただきたいというようなことが示されているが、今、大橋構成員がおっしゃったように、現場の実情に応じて、いろいろなケースが考えられると思うので、当方もできるだけ地域や現場の状況に応じた、様々な可能性を排除することのないやり方として、どのようなやり方があるのか、

よく検討してまいりたい。

(高橋部会長) かなり前向きな御発言をいただき、感謝する。

<通番 50：教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化(文部科学省)>  
(文部科学省) 前回は申し上げたが、教育委員会から教育長へ委任された事務に係る審査請求の審査庁は教育長であるということが現行法上明らかであるため、第一義的には、その旨を解釈通知により周知するという対応を考えている。

また、前回御指摘があった、行政不服審査法の趣旨、すなわち裁決の客観性や公平性の確保、国民の権利利益の救済という観点をより反映させるため、教育長が審査庁となる場合において、諮問手続の導入を検討したい。諮問先としては、教育委員会がふさわしいのではないかと考えている。

理由としては、平成 26 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の経緯及び立法の趣旨、すなわち教育委員会の責任体制の明確化や教育委員会による教育長への指揮監督権の削除、さらに行政不服審査法の第 4 条第 1 項の上級庁が存在しないときには審査庁となる規定の趣旨に合致しているということである。

なお、事務委任の有無によって手続が異なり、自治体にとってわかりにくいという問題については、先ほど申し上げた趣旨を明確にする通知を自治体へ発出することによって、解消可能であると考えている。

また、審査庁を教育委員会とする例外規定を設けることも考えられるが、教育委員会が教育長の上級庁のように見えるということは先祖返りのようなところがあり、平成 26 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨を没却するのではないかとということや、上級庁がない場合、処分庁が審査庁となる行政不服審査法の 4 条第 1 号の規定の例外のようになるのではないかとということ、また、新たな地方教育行政の組織及び運営に関する法律では事務委任の規定が広範に設けられ、委任の範囲内で委託者は権限を失うが、その整合性がとれないというような観点から、困難であると考えている。

(高橋部会長) まず、現状を通知していただくとのこと、承知した。

1 次ヒアリングを踏まえて御検討いただき、諮問という案を出していただいたが、私どもとしては、話に出た通り事務委任の有無によって審査請求先が異なることは住民にとって多少わかりにくいのではないかと疑問を持っている。

また、今回の改正で、教育長は教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表すると規定されたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、教育長及び委員は自分の利害関係がある処分については参与できないという条文があるため、諮問を受けても教育長は参与できないのではないかと。

(文部科学省) 部会長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の 6 項の話をしていると思うが、これはあくまでも自己、配偶者もしくは三親等以内の親族の一身上に関する事件、もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に参与することができないという条文であり、例えば教員の何らかの処分に対して、自身の三親等以内の親族がそれにかかわっているような場合には参与できないという規定である。教育長がした処分について教育長が参与できないという規定ではない。

(高橋部会長) ただ、行政不服審査法の趣旨からすると、自ら処分した者つまり処分権限者そのものが、諮問機関となる合議体の構成員に入ることは、一般的な諮問のあり方としておかしいと思うが、そこはいかがか。

(文部科学省) 処分庁としての教育長と、教育委員会の主宰者たる教育長は確かに同じ人だが、そこはそれぞれの立場で仕事をしているため、違う行政庁だということになるのではないかと。

(大橋構成員) これは恐らく一種の職能分離であるが、自分の権利利益に関心を持っている一般市民の方が外から見た場合に、利害関係がないところで判断されているという公正さが制度や手続的に示されているということが大事である。法律家等だと、この場合の行政庁とこの場合の行政庁は違うという説明はわかりやすいが、市民の場合、そのように見分けてくれということは難しい気がする。

(文部科学省) 教育委員会はあくまでも合議体であり、5 人の委員で構成される場合が多いが、それぞれの委員が首長から任命されている。例えば教育委員の定数の 3 分の 1 以上である 2 人で会議の招集を求めることができるなど、それぞれの委員が独立している。教育長がその中に入るが、「教育長＝教育委員会の意思」ということにはならない。むしろ、まさにそういう独立性があるところに新しい教育委員会の意味がある。あくまでも教育長へのチェック機能としての教育委員会だと考えている。

(大橋構成員) 委員は委員会の中で独立しており、対等だということはわかるが、審査の過程の中でチェックの機能まで入っているということ、まさにその処分を行った教育長が、委員会の主宰者というウエートを置いた位

置づけで諮問機関としての教育委員会の中に入るということは、やはり非常に批判を受けやすい問題であり、よくお考えいただきたい。

(文部科学省)少し議論があるところだとは思いますが、教育長に委任をせず、教育委員会自体が処分庁となった場合の審査庁は、行政会議である教育委員会ということになっている。教育委員会が処分する場合であっても、教育長は会議を総理する立場であるため、その整合についても検討しないといけないと思う。

(大橋構成員)確かに教育委員会が処分庁となる場合は教育委員会が審査庁となるため、その点の整合性ではそうであるが、それは制度的に合議体で処分をしているという担保措置があるからである。しかし、委任という形で、1人の単独庁である教育長に処分権限をおろして、その処分についてのコントロールが求められる場合に、当人である教育長が諮問機関に入るとはやはり違う側面があり、今の説明では問題が残るような気がする。

(高橋部会長)行政法理論になるが、本来入らざるべき人間が入った形で議決してしまうと無効になってしまう。教育長が処分権限者であるときに諮問機関たる教育委員会の構成メンバーとして諮問について議決をした場合、仮に裁判所で本来入るべきでない人間が入ったということになると、その諮問の議決自体が無効になる。その点は非常にリスクなところが制度設計上あるため、よくお考えいただきたい。今御結論をいただくのは、なかなか難しいと思うが、その論点は少し慎重にお考えいただきたい。

行政不服審査会に諮問させるというのは、選択肢としてあり得ないのか。いろいろな可能性を考えるという上でいかがか。

(文部科学省)あり得ないことではない。ただ、先ほどの繰り返しになるが、教育委員会が設けられている趣旨はチェック機能としての位置づけが求められているため、まさに教育委員会はこの諮問に適する機関であると思う。逆に言うと、諮問に適さないと教育委員会の役割を果たしたことになるのではないかと。

(大橋構成員)ここで制度設計をお考えいただく際に、今出てきたような、行政不服審査会のほうに戻して普通の行政のシステムに乗るというやり方も一つあるかもしれない。また、先ほど地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条6項は自己に関わるときの規定ということであったが、これも一種の利益相反を防ぐ仕組みであるため、教育委員会が諮問機関となる際には、教育長には外れてもらう等の補完措置や担保措置を設けるなど、幾つか選択肢があると思う。今日のヒアリングで出た疑念を踏まえて御検討いただきたい。

(文部科学省)承知した。

(高橋部会長)教育長を抜いてしまった教育委員会が諮問機関として成り立つかという話もある。個人的には行政不服審査会のほうがいいのではないかと。教育委員会のチェック機能というのは、やはり合議体としてのチェック機能であるため、教育長が外れた場合にそのチェック機能が期待できるかということ、おそらく立法時にはそういう局面はおよそ想定していなかったのではないかと。そういう点も含めて御検討いただきたい。

(伊藤構成員)教育長に委任をした事務について教育委員会が審査庁となると、教育委員会が教育長に対する上級行政庁になるのではないかと懸念について、確かにそのような受けとめ方はあり得ると思うが、ただ、今回は特例として、審査庁を選ぶということであるため、上級行政庁ということとは全く切り離れた制度設計というものもあり得るのではないかと。あくまで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨を明確にした上で、不服審査の局面だけで客観性を担保するという趣旨で、教育委員会を審査庁とするという制度設計もあり得ると思うため、御検討いただきたい。

(高橋部会長)伊藤構成員の発言に関連して、指定確認検査機関などについては審査請求を監督庁に認め、その場合には審査請求については上級庁とみなすというような、立法例もある。

私どもとしてはどの方法がいいというものではないので、そのような点も含めて、幅広に閣議決定までに事務局や総務省行政手続室と相談しながら、一番法的に筋が通った方法での改正をお願いしたい。

(大村次長)スケジュール的には閣議決定に間に合うように結論を出していただくということよろしいか。

(文部科学省)はい。

<通番1-①: 保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し(職員配置基準の見直し)(内閣府・厚生労働省)>

(高橋部会長)事務局から示している保育の質の確保を前提とした具体的な基準緩和の条件案の検討状況はいかがか。熊本県長洲町の提案については、児童の発達が進む年度後半の一定期間で、かつ、児童の追加受入れを少人数である場合等に限り特例的に基準緩和を認めていただきたいとお願いしている。例えば、年度当初2歳

児クラスが保育士3名、児童18名であった場合、年度後半の最長6カ月に3人まで追加受け入れられるよう検討をお願いしていた。

(厚生労働省) 示された条件案については、実質的に配置基準を引き下げることになるので、受入れは難しいと考えている。

(高橋部会長) 配置基準を実年齢に合わせるだけでも受入れは難しいか。

(厚生労働省) 先ほども説明したように、現行の児童の年齢基準は年度単位にしており、実年齢にすれば実質的に年齢基準が自治体毎に異なることになるので、受入れは難しい。

(高橋部会長) 自治体毎に年齢基準が様々になることが問題ということか。

(厚生労働省) 現行の全国統一基準が保てなくなることは、問題の1つである。また、実際に実年齢基準になった場合、子どもの保育の質の問題、配置基準が頻繁に変わることによる保育所等の経営の不安定化の問題、地方自治体の監視指導業務の煩雑化の問題等いろいろある。

(高橋部会長) 年度初日の前日となっている児童の年齢基準日に基づいた人員の最低基準であるが、4月に受け入れた児童が次第に発達・順応が進んでいくことにより、保育士の負担は減ってくると思われるが、それでも条件案は受け入れられないか。

(厚生労働省) 実際、年齢基準を実年齢とした場合に、年齢毎に定められた保育士の配置基準が変わることになる。配置基準が実年齢に到達した段階で担当保育士や周りの子どもが頻繁に変わることになってしまう。

(高橋部会長) 事務局からお願いしていたと思うが、年齢到達日毎に配置基準の変更をするのではなく、例えば、どこかの特定の時点で1回だけ切りかえることを認めていただけないか。

(厚生労働省) 提案の年齢基準であれば、例えば、小学校において6年生制を12年生制にするような制度変更になるので、子どもへの影響の問題、保育所経営の安定性の問題、保育士負担の問題、地方自治体の監視指導が可能かどうか見極めなければならない。

(高橋部会長) 例えば、監視指導の場合、地方自治体が選択可能できる制度であれば問題ないのではないか。また、保育士負担の問題であれば、既に説明したとおり、年度後半等であれば、保育士の負担は軽減されているのではないか。

(厚生労働省) 例えば、年齢基準日を年2回とした場合、先ほど説明した3つの問題等に解決できるのならば、導入は可能だと思う。ただし、子どもへの影響、保育所の影響、地方自治体への影響についてはしっかり考えなければならない。

(高橋部会長) 初めて前向き回答をしていただけた。

(厚生労働省) 趣旨は理解できるが、導入すれば、保育現場や公費削減による保育所運営にもかなりの影響を与えることになる。先ほど説明した3つの問題や現行制度があるので、見直すということであれば、問題を解決できるかよく考えなければならない。

(高橋部会長) 問題は理解できるので、地方自治体の希望とかをよく確認して、検討していただきたい。問題については、宇治市の提案も同様ではないか。

(厚生労働省) 基本的には同じ問題である。

(大橋構成員) この提案の活用によって待機児童を追加で受け入れたいという現場の要請が前提にあって、かなり具体的な条件を出しながら折り合えるかという議論をしているので、その具体的な条件に合わせて検討をお願いしたい。

(厚生労働省) 配置基準は最低基準なので、特例適用はないと思う。先ほど説明した3つの問題を考える必要があるので、綿密な調査、事業者や市町村の合意形成が必要ということを理解いただきたい。

(大橋構成員) 特例ではなくて、制度改正をしていただいて、希望する地方自治体が制度を活用できるようにしていただきたい。

(高橋部会長) 我々としては、全国一律ではなくて、待機児童を減らす方向で地域住民の要望に応じて、希望する地方自治体が活用できるような制度にしていきたい。

(厚生労働省) 実際、市町村によって配置基準が異なることになるので、我々としては全国一律の最低基準を維持することが必要だと考えている。

(高橋部会長) 特例的な配置基準を認めることでどのような問題があるのか。

(厚生労働省) 地方自治体の実年齢基準を選んだ場合、配置基準が市町村によって異なってくるという問題が出る。我々は全国統一基準を前提に考えている。

- (大橋構成員) 地方分権的な仕組みの要素も基準の中に組み入れて、創意工夫を前提とした地域毎の多様性を認めても良いのではないかと。現行の制度では地方自治体を縛りすぎている。
- (高橋部会長) 提案団体は、基本的には現行の年齢基準で運営を行うが、待機児童発生時のみ、具体的な条件があれば、特例的な取扱いも可能にしてほしいという提案である。制度を悪用されないように制限を設けた上で、検討をお願いできないか。
- (厚生労働省) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中で、従うべき基準として残っているのは面積基準と人員配置基準あり、それ以外は参酌基準となっている。提案を受け入れると人員配置基準も実質的に参酌基準になる可能性がある。待機児童の解消でも、保育の受け皿と保育の質の両輪という問題があるため、提案は受け入れがたい。
- (高橋部会長) それほど言うのであれば、従うべき基準であること自体、過去の地方分権の経緯から言って問題である。面積と人員は融通の利かない基準であり、現在の地方分権に合わない。基準の全てを見直していただきたいと言っているのではなく、現行の基準を基本としつつ、地域の実情を兼ね合わせるような柔軟な補助的な基準を入れることを検討していただきたい。地方分権の観点から言うと、従うべき基準は非常に地方自治体からは評判が悪く、常に見直しを求められていることなので、少しでも緩和を検討していただきたい。
- (厚生労働省) 子育て安心プランの中でも保育の質の確保が掲げられており、今の最低基準を見直すよりも引き上げるべきだという意見が多いという実態がある。また、経営実態調査でも、公定価格上の配置基準以上に人員配置はなされているという実態があるので、地方自治体に任せることは難しいと思っている。
- (高橋部会長) 全てを地方自治体に任せると言っているのではなく、補足的なメルクマールを入れたときに緩和できないかをお願いしている。待機児童の解消を図るために、例外的に何らかの補助的な人員を入れる等の条件を設けて、地方自治体が待機児童の解消のために真摯に考えているときには、現行の基準を少しでも緩和できないかをお願いしている。
- (厚生労働省) 保育現場の補足として、基本的には年度当初は慣れるまで時間がかかるが、年度後半には慣れることを前提にして、幼児教育に注力していくことによって、年度全体で見ると保育士の負担は変わらないという意見がある。そのため、年度後半の制度を変更した場合には、大きな影響はあるということ現場の感覚としてお伝えしたい。
- (高橋部会長) 年度後半に重点的に教育にするため、年度全体で保育士の負担が変わらないというのは新たな論点と思うが、実際にそのようなことがあれば、客観的なデータを示していただきたい。また、年度後半に教育に注力するというのであれば、宇治市の提案である急な保育士の退職の場合は、教育にも支障が生じるのではないかと。
- (厚生労働省) 急な保育士の退職の場合も、保育士は代替保育士とかで公定価格をつけているので、保育所では普通は加配しているところ。経営実態調査でも、90人定員で保育士17.6人を配置しており、公定価格上の基準では13人ほどであるが、4人ぐらい加配している状況であるため、急に病気になって保育士が最低限の配置となっている保育所が本当にあるのか疑問に思っている。
- (高橋部会長) 実態論になったが、事務局において確認しているか。
- (小谷参事官) 実際に宇治市において提案が出てきていることから、実態としてあると思うが、全国的にどの程度あるか把握していない。
- (高橋部会長) 少し実態を見るのが重要と思う。宇治市の実態を調べたいのであれば、事務局を通じて調べていただきたいと思うが、お願いできるか。
- (厚生労働省) 先ほども説明したように、そもそも公定価格上の運営費については緊急的な場合に備えて代替保育士を置くようになっている。
- (高橋部会長) 例えば、1人ではなく、複数人の保育士が退職することも考えられるのではないかと。
- (厚生労働省) 実際に某事件が起き、保育士の数が減ったときには、緊急的に他の市が公立保育所から保育士を派遣したことはある。絶対にはないわけではないが、極めて珍しい事例だと思っている。そういうことがあれば、市区町村を通じて保育士の確保ということを指導していくことになる。
- (高橋部会長) 時間なので、終了するが、最初は少し検討いただけという話だったのであるが、最終的に教育の話が出てきたので、もしそうだったら客観的なデータをお示しいただきたい。私どもとしては基本の原則はありつつも、例外として選択できる制度にさせていただきたいとお願いしているので、引き続き、事務局等を通じて調整していただきたい。

<通番1-②：保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（居室面積基準の緩和）（内閣府・厚生労働省）>

（高橋部会長）私どもは地価要件とかを無視することをお願いしているのではない。もともとの三大都市圏の平均地価要件は、東京圏が非常に高いことにより、引っ張られて非常に高くなっている。そのため、待機児童に困っている大阪府内の市町村や他の市町村が要件を満たせないことが問題なのではないかと考えている。また、待機児童の要件についても、今、厚生労働省は待機児童の緊急的施策ということで施策を集中的に実施している市町村を指定等しているが、厚生労働省がこのような市町村に特例要件を及ぼさないということは、施策として矛盾しているような気がするが、いかがか。

（厚生労働省）先ほども説明したように、待機児童対策と保育の質の問題、特に面積基準の緩和については、我々は車の両輪だと思っている。面積基準の緩和は最後の手段であり、いろいろな土地の利活用、賃借方式の保育所の設置、他にも東京都では固定資産税の減免等を実施したりしているので、まずはこのような土地確保対策をしっかりとやっていただいた上で、面積基準緩和の主張をしていただきたいと考えている。

（高橋部会長）要件を拡大するに当たって、指摘するような条件を付ければ良いのではないか。真摯に努力をした市町村限りに要件を拡大すれば良いと思う。

（厚生労働省）ただ、提案団体の大阪府と須坂市の状況を見ると、先ほど説明した土地確保支援策や大阪府であれば府有地の活用等、未実施のことが多い状況である。

（高橋部会長）大阪府の他には、例えば、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県等の市町村で、現行の特例要件を具体的に全国地価の平均を超え、また、待機児童の緊急的施策に参加する市町村の2つの要件を組み合わせれば、各府県内で様々な市町村が対象となりうる。このような基準であれば、多くの地方自治体が対象になると思う。大阪府だけを指摘するが、土地確保支援策を条件にすれば、特例を受けたいという自治体は要件を満たして適用を希望するのではないか。

（厚生労働省）現行の面積基準の特例は、現在、大阪市しか実施していない。大阪府では、吹田市、豊中市も対象であるが、特例を適用しない理由は、保育の質を懸念しているからだと思う。緊急対策の際は、我々は、面積基準に上乘せ規制をやっている地方自治体に対して、基準を上回る部分を活用して子どもを受け入れるように地方自治体に指導したが、結局は1自治体しか受け入れてもらえなかった。そのため、各地方自治体は待機児童の解消と保育の質の確保は車の両輪だと思っているので、面積基準を緩和しても希望があるか疑問である。国際比較で見ても面積基準は外国に比べて日本の基準はかなり低いので、教育的な配慮からしても、面積基準は大事だと思っている。

（高橋部会長）従うべき基準である面積と人員に非常にこだわっているのもわかるし、重要だと思うが、補足的な視点を入れて、より柔軟な基準にさせていただいて、自治体の運営方法を広げていただくことが、地方分権の今までのお願いである。例えば、提案団体、追加団体として、高槻市とかがある。また、大阪市以外が活用していない理由については、期限の延長のときにも議論したが、3年間とか5年間だといろいろな懸念があってなかなか人を雇えないということもあるのではないか。もう少し柔軟に特例を広げていただければ、安心して特例を活用する自治体があるのではないか。

（厚生労働省）趣旨はわかるが、我々としては、子育て安心プランでも6つの支援パッケージの中の土地確保対策をいろいろなメニューとして、国の補助金や税制改正、または他省庁の施策も含め、お願いしているところであり、活用していただきたい。

（高橋部会長）当該メニュー等を活用することを条件に要件を広げても良いのではないか。

（厚生労働省）ただ、今回、面積基準緩和の主張している地方自治体を見ると、まだ未活用なところが多いので、活用した上で、面積基準緩和の要望ということであるならば、検討の余地はあると思う。

（高橋部会長）具体的に要件がなければ、地方自治体は財政部局を説得できないので、活用の検討ができないのではないか。

（厚生労働省）提案団体はどうして土地確保対策をせずに、面積基準緩和の主張をするのかよくわからない。

（伊藤構成員）提案団体は土地確保支援策も一生懸命に実施し、それでも今の基準がかなり厳しいと思っているのではないか。今、適用されている地域に比べて、待機児童、土地問題の深刻度合いがかなり同等にみせるような地域がたくさんあって、それが今回の提案につながっているということが1つだと思われる。厚生労働省として、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策についての対応方針に参加している市町村はかなりの数を認めているが、この認めている市町村は待機児童対策を積極的にしているという厚生労働省として評価して

いるという理解でよいか。

(厚生労働省) 厚生労働省としては、まず、いろいろな受皿の整備、また、人材確保について見える化を進めているところ。今年度から市区町村でどのような人材確保策を実施しているか考慮している。大阪府の状況では、賃貸方式による保育所の整備については、大阪府では6施設しかない。東京都では370施設あり、また、固定資産税減免等がなされているが、大阪府ではまだ実績がない。保有地の活用についても、大阪府では保育所の設置事例はわずか2件である一方、都では11件ということや他にも家庭的保育・小規模保育の普及等の施策をやっていただくことが大事だと思っている。

(高橋部会長) 前回は議論したが、東京都という行財政能力の高いところが実施しているから、他の地方公共団体が実施しないのは努力不足だというのは、これらの自治体に厳しすぎるのではないかと。確かにいろいろな施策をまずは努力した上で、最後の手段である面積基準の緩和を求めてくるのが筋であるということは理解できる。だから、大阪府や期待可能性がある施策をやってきた近隣の地方自治体については特例を拡大し、特例を活用できるように努力する地方自治体は出てくるのではないかと。この提案を受けて、より柔軟な基準を考えていただく余地はないか。

(厚生労働省) 整備費等については財政能力とか財政支出もかさ上げを実施し、地方自治体を支援している。人材確保策とか土地確保で統合補助金がある。例えば、民有地のあっせんや補助金であるが、できるだけ地方自治体を使いやすいように財政能力に合った補助をしているところ。

(高橋部会長) 厚生労働省から見て頑張っているという地方自治体について、特例を広げることできないのか。私どもとしては、当然とにかくこの特例は残していただき、かつ、拡充していただく方向で進めていただきたい。まだまだ待機児童はいるため、拡充する方向で検討いただきたい。検討の際に、指摘のあった地方自治体としての努力というものが必要であるのだったら、厚生労働省としてきちんと努力しているということを認定して、努力したところのみ、特例に参加していいという条件をつけていただきたい。柔軟に検討願いたい。

(厚生労働省) 総理も、この春に待機児童解消はなかなか難しく、32年度末までに待機児童ゼロということで引き延ばしたので、対策についても考えることにはなる。

(高橋部会長) そのときは特例を拡充するという方向で、地方自治体に合ったところで頑張っているところにはしっかりと拡充する認定制度等やり方はいろいろあると思う。具体的な検討は専門の厚生労働省が考えていただければ良いので、我々としては、努力している地方自治体がきちんと報われるような待機児童解消という政策目標をお願いしたいが、この方向で検討願えないか。

(厚生労働省) この場では即答できないが、意見は理解した。

(磯部構成員) 土地とか建物を確保するとかいろいろな施策を全部努力すれば必ずできるはずだと厚生労働省が言い切れない以上は、努力しても客観情勢でできなくなった地方自治体に、待機児童は解決の仕様がなるとは言えないことから、例外を認めなければ、論理的におかしいことになると思われる。

(厚生労働省) 地価の高い板橋区でさえも、過去3年間で、今、18施設、平均80名定員の保育所を賃貸方式で整備した。絶対に今の土地確保対策でできないというようなことが本当に言えるのか、疑問に思っている。土地問題は大きい問題であることは認識しているので、今後どのようなことができるのか、現在、取り組んでいるところ。

(高橋部会長) 是非とも、各地方自治体の努力を見ていただいて、制度設計を考えていただきたい。

(大橋構成員) 待機児童の問題が発生していて、しかも地方でも都会でも発生しているという状況で、3大都市圏の平均地価という要件で、結局要件を満たすのがこれほど少ない地方自治体しか選択できないようなこの特例措置は、全国の自治体に対して説明できるような仕組みなのか。すごく恣意的な要件のように思えて、結局、大阪府内の市町村ですら、ほとんど選択できなく、一般の国民の地価が高いという常識からするとかけ離れている要件であると思う。さらに待機児童数100人という要件もかけ合わせて、いずれの要件も満たした地方自治体に限られる。時限的な特例なのに、かなり絞り過ぎているのではないかと。他の制度を使うとか条件付けはするとしても、ここがこれだけ限定されたら、他の条件は何を付けても活用できる地方自治体はないと思われる。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、基本的には面積基準は最低基準であり、例外的に時限的に現行の特例規定があるということで対象となる地方自治体が絞られた上で、今の基準があると認識している。

(高橋部会長) 少し特例の延長とか要件について検討の余地あるような回答をいただいたので、事務局を通じてさらに調整を願いたい。

<通番1-④：保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」等の見直し（一時預かり事業）（厚生労働省）>

（高橋部会長）本提案は、一般型の一時的預かり事業で、家庭的保育者以外の者が1名で従事することを求める内容だが、家庭的保育者の資格取得が難しすぎるのではないか。

（厚生労働省）一時的預かり事業の実施については、原則保育士2名の配置が必要であるが、保育所と連携している場合には、保育士1名による提供を可能としている。さらに、利用児童3名未満の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができるため、現行制度で既に規制緩和が進んでいる。

今回の提案では、子育て支援員等に対する要件緩和を求める内容だが、子育て支援員は、あくまでも家庭的保育補助者という位置付けにあり、研修時間は50時間程度である。また、家庭的保育者研修は、300時間程度で修了でき、保育士資格を取得するのに比べ、講習時間が短い。さらに、子育て支援員研修は、家庭的保育者研修に比べ、保育指導計画、保育指針や乳幼児の食事等に関する内容が十分ではない。子育て支援員や家庭的保育補助者としての技能経験者が、一時的預かり事業を1名で実施することは難しいと思料。市区町村において、家庭的保育者研修を十分に実施していただき、一時的預かり事業で家庭的保育者を活用していただきたい。

（高橋部会長）保育所で、一時的預かり事業を一体的に実施する場合に、保育補助者が1名で対応することはできないか。

（厚生労働省）家庭的保育者と保育補助者では、位置付けが大きく異なる。例えば、食事について、家庭的保育者は、子供の離乳食の作り方等について一定程度の知識を有する必要があるが、保育補助者は、あくまでも補助者という位置付けでしかないため、一時的預かり事業を実施するに当たり、技能経験が不十分である。

（伊藤構成員）提案団体は、家庭的保育者がほとんどおらず、保育補助者であれば何とか確保できるという状況にある。子育て支援員研修修了者であって、かつ、一定程度の実務経験のある者を家庭的保育者とみなすことができない理由如何。

（厚生労働省）一時的預かり事業は、保護者に緊急的な用事が生じ、預かりが必要な場合に利用されるため、一般的に8時間保育が提供される。そのため、安全性の観点から、従事者は、十分な技能経験を有する必要がある。技能経験については、座学や実習の修了内容により、認定しているため、実務経験があったとしても、子育て支援員研修修了者では、不十分。

（高橋部会長）技能経験について、保育所で実務経験を積むことにより、認めることはできないか。

（厚生労働省）司法試験においても、ある程度座学を受けた上で研修を実施すると同様に、保育についても、座学を受けた上で、研修することが必要である。そのため、実務経験のみで技能経験を認定することは、保育の質を確保する観点から困難。市町村に対し、家庭的保育者研修の実施に関する補助金を出しているため、積極的に研修を実施し、家庭的保育者を活用して一時的預かりを実施していただきたい。

（高橋部会長）今回の提案は、家庭的保育者の地域偏在が生じており、家庭的保育者を活用できないことに起因しているのではないか。

（小谷参事官）然り。家庭的保育事業は、連携施設等の実施要件が厳しい上、ニーズがないため経営的に成り立たず、家庭的保育者研修の受講者がいない地域が生じている。

（厚生労働省）事業規模が小さいほど単価を高く設定しているため、事業が成り立たない事態は生じないと思料。

一方、市町村によって、家庭的保育者の育成状況が異なっている。特に東京都では、家庭的保育事業が普及しており、積極的に研修が実施されているが、西日本では、家庭的保育事業が少なく、家庭的保育者研修も十分に実施されていない。家庭的保育事業は、小規模な居宅で実施できるメリットがあり、都市部・地方部に限らず、受皿施策として取り組んでいただきたい。

他方、連携施設や外部搬入等の実施要件については、経過措置が切れると事業を導入しにくいという話も聞いているので、どのような対応ができるか検討してまいりたい。

（高橋部会長）家庭的保育事業の実施が困難な地域について、一時的預かり事業の実施要件を緩和することはできないか。一時的預かり事業の待機児童が生じている等、サービスの提供ができていない地域については、柔軟な運用を認めていただきたい。

（厚生労働省）児童福祉法において、市町村は人材確保も含めた受皿確保をするよう求められているため、まずは、市町村の責任で人材確保に努めていただきたい。

（大村次長）地方公共団体に保育の質を下げようという意図はないため、質の確保は前提として検討していた

だきたい。

(厚生労働省) 質の確保については、客観的に質が担保されているかという観点から判断する。

(高橋部会長) 最低限、人員基準や面積基準のみ遵守されていれば、質が確保できるという考えは、幻想だと思料。面積基準や人員基準の重要性は否定しないが、それ以外にも様々な条件があり、総合的に保育の質と安全性は確保されるのではないかと。

(厚生労働省) 人員基準と面積基準は、子どもの健やかな育成に影響を及ぼす基本的な部分だと考える。

(高橋部会長) 地方公共団体によって、人員や面積の需要と供給の状況は様々であるため、補充的な要件を検討できないか。地方公共団体が努力をしても、一時預かり事業を実施できないから、このような提案が提出されている。

(厚生労働省) 地方公共団体にとって、家庭的保育者研修の実施は大きな負担にはならないと思料。

(高橋部会長) 地方公共団体が研修を実施しても、受講者がいなければ、人材は育成できない。なり手がいないのに、地方公共団体が研修を実施したとしても、空振りになる。

(厚生労働省) 一時預かり事業の需要があるのであれば、一時預かり事業を実施するための人材として、家庭的保育者を育成することができるのではないかと。

(伊藤構成員) 家庭的保育者研修については、座学が100時間以上、実習が20日間以上の時間がかかり、研修受講中の代替の人材がないため、保育補助者が家庭的保育者研修を受講し、資格を取るハードルが相当高い状況にある。

(高橋部会長) 一時預かり事業を実施するために、家庭的保育者研修の受講者が増えるとは限らない。むしろ、家庭的保育者研修を受講せず、一時預かり事業の実施者がいない状況が生じており、現行の基準が厳しすぎるのではないかと思料。

(大橋構成員) 現行では、家庭的保育者研修の受講を前提に、一時預かり事業に1人で従事できるということだが、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)の施行日前に、一定の事業要綱に基づいて家庭的保育者として従事していた者は、研修を受講していなくても一時預かり事業に従事できるという運用をされている。ここでは、家庭的保育者研修を受講せず、実務経験により、一時預かり事業に従事できる者を認めているのであるから、これを参考に、要件を緩和する余地はないかと。

(厚生労働省) 当該規定は、子ども・子育て支援法の施行前に、認可外で家庭的保育事業を実施していた者に対する特例である。無認可事業の認可事業への移行を進めるための特例であるため、参考例にはならないと思料。

(高橋部会長) これまで議論した方向で、事務局と十分調整していただきたい。

#### <通番5：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施要件緩和（厚生労働省）>

(高橋部会長) 実施要綱の改正時期は来年度になるのか。

(厚生労働省) 実施場所についてだけでなく、他の項目についても要綱の改正が必要であり、併せて対応を行いたい。また、自宅以外の預かりについては、現行規定で対応できるため、全国会議等で周知を行いたい。

(大橋構成員) 実施場所については、解釈の問題であり、現行の文言では、自宅以外での預かりが原則的に禁止されていると解釈する方もいると思料。現行規定で対応可能であることを会議での周知ではなく、早期に通知する等、地方公共団体に対して書面で明示すべきではないかと。

(厚生労働省) 実施場所については、実施要綱で、原則として援助会員の自宅と定められているが、原則及び例外の書きぶりについても見直しを検討している。自宅以外での預かりが認められることについては、大阪でアドバイザーに対する研修会を実施した際にも、既に説明を行ったため、今後、東京等で研修会を行う際にも説明を行いたい。また、通知等で、地方公共団体に対して早期に周知を行いたい。

(高橋部会長) 早期に通知していただけるということでしょうか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 事務局としては、実施場所に関する要綱改正は、来年度でよいのか。

(小谷参事官) 要綱の早期見直しが望ましいが、通知が発出されれば、地方公共団体において、早期に柔軟な運用が可能となると思料。速やかに現状を改善するため、早期に通知していただきたい。

(高橋部会長) 要綱改正について、他に早期に対応できない理由はあるか。

(厚生労働省) ファミリー・サポート・センター事業の事故報告について、実施要綱等に規定されているが、当該事項を省令に位置づける予定であり、その際に、併せて要綱改正を行いたい。また、要綱の改正前に、通知

等で周知を行う。

(高橋部会長) 実施場所に関する要綱改正を、事故報告に関する省令の改正時期に合わせなければ実施できない理由はいかがか。

(厚生労働省) 必ず時期を合わせなければならないことではないが、平成 30 年 4 月に向けて対応してまいりたい。

(高橋部会長) 実施場所について、平成 30 年 4 月に要綱を改正する旨、承知した。次に、会員数について、実態調査によると、50 人未満の独自事業を実施している地方公共団体がかなりあることが判明している。会員人数の要件に係る全体の見直しに先行して、50 人未満の要件を見直すことはできないか。

(厚生労働省) 50 人未満の独自事業については、103 市町村で実施していることが、調査で判明したが、本事業は消費税財源で実施しているため、財源をどのように配分するかという問題がある。交付対象を拡大することについては、厚生労働省だけで決定できない。詳細な調査を実施した上、検討したい。

(高橋部会長) 財源の問題があることは承知しているが、担当省庁として、平成 30 年度予算で概算要求はできないのか。

(厚生労働省) 平成 30 年度予算の概算要求は、既に時期が過ぎているため、対応が厳しい。

(高橋部会長) 今年度の概算要求には、盛り込まれていないということか。

(厚生労働省) 然り。

(大橋構成員) 50 人未満の事業に対象を拡大する方向性は、確定しているが、財源の調整が必要であるため、時間を要するということか。

(厚生労働省) 可能であれば、30 人未満と言わず、利用者が少数の地方公共団体についても対象を拡大したいが、財源の問題がある。対象をどこまで拡大するかを含め、調査を実施したい。

(大橋構成員) 50 人未満の事業を実施している自治体数の調査は、既に実施しており、100 団体以上が該当し、需要があることが判明している。対象拡大の方向性を示した上で、財源の調整を行う必要があることは理解できるが、更にどのような調査が必要か。

(厚生労働省) 50 人以上の事業を実施する市町村も含め、支出内容を調査し、現行の交付基準額が適正か等について調査を行う必要がある。

(高橋部会長) 当該調査はいつまでに終了するのか。

(厚生労働省) 今年度中に調査を実施し、平成 31 年度の予算要求に載せるよう、対応してまいりたい。

(高橋部会長) 50 人未満の見直しのみ、補正予算により対応する余地はないか。

(厚生労働省) 消費税財源で対応しているため、財政上困難。

(高橋部会長) 閣議決定上の表現については、方向性を明示し、年度を区切る等、事務局と十分に調整していただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)